

メタボリックシンドロームに着目した 特定健康診査・特定保健指導

特定健康診査

特定健康診査は、メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）に着目し、生活習慣病を予防するために、行います。この健康診査は、国民健康保険や健康保険組合などの医療保険者が実施主体となります。

メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）

腹部の内臓まわりに脂肪がたまり過ぎた状態に加え、高血糖、高血圧、脂質異常のうち2つ以上が加わった状態をいいます。

国民健康保険・長寿（後期高齢者）医療制度に加入している方へ

国民健康保険に加入している40～74歳の方と長寿医療制度に加入している方に、健康診査受診券を5月下旬に送付しました（平成21年度中に40歳となる方を含む）。
実施期間 6～10月（後半は混雑が予想されます。早めに受診してください。）

□受診する際は、事前に実施医療機関へ連絡し、被保険者証と健康診査受診券を必ず持参してください。
□65歳以上の方で、介護保険の要支援・要介護認定を受けていない方は、介護保険の生活機能評価を同時にを行います。介護保険被保険者証も持参してください。

健康保険組合などの被扶養者の方へ

健康保険組合や国民健康保険組合などの各医療保険者から健康診査に関する通知が送付されます。通知に記載された指定の健康診査実施機関で受診してください。

特定保健指導

特定健康診査の結果、腹囲やBMI（身長と体重から算出される数値）が基準値以上の方で、血圧や脂質、血糖の検査結果数値も基準値以上となった方を対象に行います。保健師・管理栄養士などが、改善策を一緒に考えて支援していきます。対象となった方には、市から個別に通知を送付します。

ヘルスアップ健康診査

市民の皆さんが下表の医療機関で特定健康診査などを受診する場合は、健康状態をより正しく把握するために、6項目の健康診査を追加したヘルスアップ健康診査を受けることができます。

※この事業は、基地再編交付金の一部を充当して行います。

介護予防のための生活機能評価

65歳以上の方は、特定健康診査と併せて25項目の介護予防に関するチェック項目などからなる生活機能評価（介護予防健診）を受診してください。

要支援・要介護認定を受けていない方が対象です。

国民健康保険・長寿医療制度に加入している方へ

特定健康診査と併せて行います。生活機能評価の受診券は送付しません。必ず介護保険被保険者証を持参してください。

社会保険に加入している方へ

健康保険組合などが、下表の医療機関を健康診査機関として指定している場合

特定健康診査・生活機能評価
実施医療機関

医療機関	電話番号
松原内科医院	554-2427
松田医院	554-0358
塩澤医院	554-7370
滝浦医院	555-2655
横田クリニック	554-8580
栄町診療所	555-8233
山川医院	554-3111
羽村相互診療所	554-5420
小作駅前クリニック	578-0161
小崎クリニック	554-0188
わかかさ医院	579-0311
柳田医院	555-1800
いずみクリニック	555-8018
山口内科クリニック	570-7661
羽村三慶病院	570-1130
羽村整形外科リウマチ科クリニック	570-1170
双葉クリニック	570-1588
真鍋クリニック	554-6511
真愛眼科医院	554-7019

※真鍋クリニックおよび真愛眼科医院は、眼底検査のみ行います。

は、特定健康診査と併せて受診してください。また、受診時は介護保険被保険者証を持参してください。

そのほかの方は、生活機能評価のみを単独で受診することができます。受診を希望する方は、高齢福祉介護課地域包括支援センター係へ問い合わせてください。

介護予防事業

生活機能評価の結果で、介護予防事業への参加が望ましいと判断された方には、地域包括支援センターから、介護予防事業の案内を送付します。

特定健康診査・生活機能評価実施医療機関

国民健康保険と長寿医療制度に加入している方は、上記の医療機関で特定健康診査および生活機能評価を受診してください。

問合せ 特定健康診査・特定保健指導：保険年金課

係 55-1111 / ヘルスアップ健康診査：保健センター ☎ 55-1111 / 生活機能評価：高齢福祉介護課
地域包括支援センター係

インターネット公売

市税などの滞納により市が差し押さえた動産を、インターネットによるオークション形式で公売します。公売に先立ち、動産を展示する市独自の下見会を行います。

公売に参加するためには、6月2日(火)午後1時～15日(月)午後5時に、ヤフー・オークションー官公庁オークションのホームページで事前の登録が必要です。

※市税などの納付状況により公売を中止する場合があります。

羽村市下見会

日時 6月11日(木)午前10時～正午

会場 市役所1階ロビー

公売物件

市役所掲示板、市ホームページ、ヤフー・オークションー官公庁オークションのホームページで公開

入札期間

6月19日(金)午後1時～22日(月)午後1時

問合せ

納税課納税担当

定額給付金・子育て応援特別手当 土・日曜日の臨時受付窓口の終了

定額給付金および子育て応援特別手当の土・日曜日の臨時受付窓口は、5月31日(日)で終了しました。また、土・日曜日の電話での問合せも終了しました。6月以降の受付は、次のとおりです。

受付日時

月～金曜日(祝日を除く) 午前8時30分～午後5時

受付場所

市役所2階202会議室

○郵送申請も引き続き利用することができます。

○申請期限は、9月18日(金)(当日消印または受付有効)ですが、早めの申請をお願いします。

問合せ 定額給付金担当 ☎5554-8311



教えて!

消費生活センター

長期使用製品安全点検制度・
表示制度ができました



困ったら、
まず
消費生活
センターへ

小型ガス湯沸器による死亡事故や、扇風機の発火による死亡事故など、製品の経年劣化を原因とする事故が発生しています。今まで便利に使っていた製品にも寿命があり、古くなると見えない部分が劣化し、性能や安全性に影響がでてきます。重大事故を防ぐために次の制度が施行されました。

■長期使用製品安全点検制度

消費者自身が保守点検をすることが難しく、経年劣化で安全上支障が生じ、重大事故が発生する恐れの高い製品について、事故を防ぐための法定点検制度が導入されました。

対象製品 屋内式ガス瞬間湯沸器(都市ガス用およびプロパンガス用)／屋内式ガスバーナー付き風呂釜(都市ガス用およびプロパンガス用)／石油給湯器／石油風呂釜／密閉燃焼(FE)式石油温風暖房機／ビルトイン式電気食器洗浄機／浴室用電気乾燥機

平成21年4月1日以降に製造、輸入された特定保守製品には、法定点検期間が表示され、所有者票が添付されます。購入者は、メーカーや輸入業者に、所有者登録をする責任があります。

適切な時期になると点検通知がメーカーや輸入業者から送付されます。通知が送付された後、点検を受けてください。

※法定点検は、メーカーの保証期間と異なり、所有者として製品を保守管理するために行うもので、点検費用は所有者の負担となります。賃貸アパートやマンションなどは製品を設置、所有している家主が所有者登録をします。

※点検業者を名乗って訪問する不審な業者には、十分注意してください。

■長期使用製品安全表示制度

標準的な使用条件の下で使用した場合、安全上支障なく使用できる標準使用期間を設計上設定しました。製品と一緒に梱包される取扱説明書に記載することが望まれるようになりました。

対象製品

扇風機／エアコン／換気扇／電気洗濯機(洗濯乾燥機を除く)／テレビジョン受信機(ブラウン管テレビに限る)

問合せ 消費生活センター ☎5555-1111

固定資産税の 申告・減額措置など

■家屋調査

平成21年中に新築・増築をした家屋の調査を行います。

この調査は家屋に使われている資材や床面積などを直接調査して、固定資産税・都市計画税の算出根拠となる家屋の評価額を決定するためのものです。都合のよい日を連絡してください。

■取りこわし家屋(建物)の届け出

平成21年中に家屋の全部または一部を取りこわし、その家屋が登記されている場合は、東京法務局西多摩支局(登記所)で滅失登記をしてください。

また、登記されていない家屋の場合は、取りこわしの届け出をしてください。

登記または届け出をしないと、平成22年度以降も家屋が存在するものとして課税する場合があります。

■住宅用地などの申告

市内に土地を所有している方で、次に該当する方は、固定資産税住宅用地等申告書を提出してください。

平成21年中に 住宅を新築し、土地を新しく住宅用地として使用した/住宅を取りこわし、土地を住宅用地として使用しなくなった/住宅用地の全部または一部に事業用家屋を新築した/住宅を事業用家屋に用途変更した

【各種減額措置】

■長期優良住宅(200年住宅)

長期にわたり良好な状態で使用できる構造などを備えた良質な住宅の普及を促進するため、新築住宅のうち「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」の規定に基づき認定された住宅は、固定資産税が減額されます。

減額要件 次のすべてに該当する住宅
①「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」に規定する認定長期優良住宅
②「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」の施行の日(平成21年6月4日)から平成22年3月31日までに新築された住宅

③居住部分の割合が全体の床面積の2分の1以上の住宅(併用住宅の場合)
④居住部分の床面積が50㎡以上280㎡以下の住宅(二戸建以外の賃貸住宅の場合は40㎡以上280㎡以下)

減額範囲 一戸あたり居住部分の床面積120㎡相当分までを限度とし、家屋の固定資産税額の2分の1

減額期間 新築後5年度分(3階建て以上の準耐火構造住宅および耐火構造住宅は新築後7年度分)

申告方法 認定を受けて新築された住宅であることを証明する書類を添えて、新築年の翌年の1月31日までに申告

■省エネ改修

平成20年1月1日以前に建てられた

住宅(貸家を除く)で、平成20年4月1日から平成22年3月31日までに一定の省エネ改修を施工した場合、翌年度の固定資産税を減額します。

対象 工事費が30万円以上の次の工事

①窓の改修(二重サッシ・複層ガラスなど) ②①と併せて行う床・天井・壁の断熱工事

減額範囲 一戸あたり居住部分の床面積120㎡相当分までを限度とし、

家屋の固定資産税額の3分の1
申告方法 原則として改修後3か月以内に、省エネ基準に適合した工事であることについて、建築士・登録住宅性能評価機関または指定確認検査機関が発行した証明書、工事明細書や写真などの書類を添えて申告

■バリアフリー改修

平成19年1月1日以前に建てられた高齢の方・障害のある方などが居住する住宅(貸家を除く)で、平成19年4月1日から平成22年3月31日までに一定のバリアフリー改修を施工した場合、

翌年度分の固定資産税を減額します。
対象 補助金などを除く自己負担が30万円以上の次の工事

廊下の拡幅/階段の勾配の緩和/浴室の改良/便所の改良/手すりの取付け/床の段差の解消/引き戸への取替え/床表面の滑り止め化

減額範囲 一戸あたり居住部分の床面積100㎡相当分までを限度とし、

家屋の固定資産税額の3分の1

申告方法 原則として改修後3か月以内に、工事明細書(建築士・登録住宅性能評価機関などによる証明で代替可)や写真などの書類を添えて申告

■住宅耐震改修

昭和57年1月1日以前に建てられた住宅で、平成18年1月1日から平成27年12月31日までに建築基準法に基づき現行の建築基準(昭和56年6月1日施行)に適合させるように耐震改修工事を施工した場合、家屋の固定資産税を一定期間減額します。

対象 一戸当たり工事費が30万円以上の工事

工事完了時期・減額期間

○平成18年1月1日〜21年12月31日に改修した場合↓3年度分

○平成22年1月1日〜24年12月31日に改修した場合↓2年度分

○平成25年1月1日〜27年12月31日に改修した場合↓1年度分

減額範囲 一戸あたり居住部分の床面積120㎡相当分までを限度とし、家屋の固定資産税額の2分の1

申告方法 改修後3か月以内に、耐震基準に適合した工事であることについて、建築士・登録住宅性能評価機関または指定確認検査機関が発行した証明書を添えて申告

申告先・問合せ 課税課資産税係